

岩手県企業局管理規程第2号

企業局企業職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年12月27日

岩手県企業局長 藤澤 敦子

企業局企業職員就業規則の一部を改正する規程

企業局企業職員就業規則（昭和43年岩手県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(営利企業等の従事制限)</p> <p>第8条 職員は、公務員法第38条の規定に従い、局長の許可を受けなければ営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。</p> <p>(給与)</p> <p>第14条 [略]</p> <p><u>2 職員のうち公務員法第22条第2項の規定により臨時的に任用された者（以下「臨時職員」という。）に対しては、その職務と責任に応じて賃金及び手当（超過勤務手当、夜勤手当その他必要な手当）が支給され、その者が雇用保険法（昭和49年法律第116号）の適用を受けることとなったときは、同法の定めるところによる保険給付がなされる。</u></p> <p><u>3 職員のうち非常勤の者（公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「非常勤職員」という。）に対しては、その職務と責任に応じて手当が支給され、その者が雇用保険法の適用を受けることとなったときは、同法の定めるところによる保険給付がなされる。</u></p> <p>(退職年金等)</p> <p>第15条 職員（<u>公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。</u>）が退職した場合には、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「共済組合法」という。）の定めるところにより、<u>長期給付として、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、退職一時金、返還一時金、障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族一時金及び死亡一時金が支給される。</u></p>	<p>(営利企業等の従事制限)</p> <p>第8条 職員は、公務員法第38条の規定に従い、局長の許可を受けなければ営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。<u>ただし、公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</u></p> <p>(給与)</p> <p>第14条 [略]</p> <p><u>2 職員のうち公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員である者（以下「会計年度任用職員」という。）に対しては、前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の給与等に関する条例（平成31年岩手県条例第6号）の適用を受ける者の例により給料及び手当が支給される。</u></p> <p>(雇用保険)</p> <p><u>第14条の2 会計年度任用職員が雇用保険法（昭和49年法律第116号）の適用を受けることとなったときは、同法の定めるところによる保険給付がなされる。</u></p> <p>(退職に関する給付)</p> <p>第15条 職員（<u>公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員及び会計年度任用職員を除く。</u>）が退職した場合には、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「共済組合法」という。）の定めるところによる<u>長期給付がなされる。</u></p>

2 臨時職員及び非常勤職員が厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の適用を受けることとなったときは、同法の定めるところによる保険給付がなされる。

（業務外の病気の療養費等）

第20条 職員（公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員を除く。）が病気にかかり、負傷し、出産し、死亡し、休業し、若しくは災害を受け、又はその被扶養者が病気にかかり、負傷し、出産し、死亡し、若しくは災害を受けたときは、共済組合法の定めるところにより、短期給付として、療養の給付及び療養費、家族療養費、出産費、配偶者出産費、育児手当金、埋葬料、家族埋葬料、傷病手当金、出産手当金、休業手当金、弔慰金、家族弔慰金、災害見舞金及び附加給付が支給される。

2 公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員（1週間の勤務時間が30時間未満の職員を除く。）、臨時職員及び非常勤職員が健康保険法（大正11年法律第70号）の適用を受けることとなったときは、同法の定めるところによる保険給付がなされる。

2 公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員及び会計年度任用職員が厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）又は共済組合法の適用を受けることとなったときは、これらの法律の定めるところによる保険給付又は長期給付がなされる。

（病気等に関する給付）

第20条 職員（公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員及び会計年度任用職員を除く。）が病気にかかり、負傷し、出産し、死亡し、休業し、若しくは災害を受け、又はその被扶養者が病気にかかり、負傷し、出産し、死亡し、若しくは災害を受けたときは、共済組合法の定めるところによる短期給付がなされる。

2 公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員及び会計年度任用職員が健康保険法（大正11年法律第70号）又は共済組合法の適用を受けることとなったときは、これらの法律の定めるところによる保険給付又は短期給付がなされる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。